

福祉部会で出された主なご意見と区役所の対応・考え方（令和8年度第1回）

番号	意見	当日の回答	担当課
1	見守りコーディネーターへの相談件数が地域間での差が大きいため、集計基準の違いがあるのでは。 相談内容や解決までの経緯をどのように記録しているのか。詳細に記録すれば業務負担が大きくなることを懸念している。相談が増えること自体は良いが、地域ごとに処理方法が異なる状況では、単純に件数が増えたことを成果として評価するのは適当ではない。	地域によって同じ年度の指標の考え方は異なるが、各地域での指標の取り方自体は変わっていない。指標が増えることが望ましい可能性はあるものの、指標の考え方は難しいため区社協とも相談しながら検討したい。また、相談件数の取り方の急な統一は負担になり得るため、何%増といった厳密な比較より、増加傾向か減少傾向かで把握していただくありがたい。	保健福祉課
2	楽育子育てマップについて、多言語対応をお願いしたい。予算の関係もあるが、せめてホームページに掲載してほしい。	ホームページも含めて多言語対応ができていないため、今後対応可能か検討していきたい。	保健福祉課
3	移動支援（ガイドヘルパーによる外出支援）は、国の事業ではなく大阪市の事業であるため、国への要望は違う。現状は人材不足が深刻で、他区の事業所に依頼するケースもあるため、大阪市が単価引き上げや制度整備、資格取得支援など検討する必要がある。資格はあるが就業していない人や短時間なら働ける人を地域で掘り起こすなど、行政主導の人材発掘・参加促進の取り組みも必要。	他の自治体との兼ね合いで大阪市だけ単価を引き上げることは難しい。少子化の中、まず福祉分野に関心を持つ人を増やす取り組みから進める必要がある。	保健福祉課
4	死後事務について、成年後見制度を利用している方の死後事務を後見人が行うこともあるので、「死後事務は原則契約に基づき弁護士・司法書士当が行うべき事務となります」と回答されていることに違和感がある。港区の市長申し立ての件数が少ないことを知っているのに、市長申し立ての件数を増やせば対応できるようになるのではないのか。	成年後見制度は本人が生きている間に利用することのできる制度であるため、後見人には死後事務まで対応する義務は存在しない。死後事務については、これから制度構築が行われていくものと考えているが、具体的なことがわかり次第報告させていただく。	保健福祉課